

No. 7 峯之越の交差点にある自販機について（令和3年8月受付）

|    |   |
|----|---|
| 内容 | <p>町道小土呂増田線の下大多喜峯之越前の交差点の角、町道ののり面に自販機がありますが、角地のため左右の確認が非常にしにくく危ないのですが、あのような場所を販売業者に貸すのはどうかと思います。また、地料は町の収入になっているのですか。特に、歩く年寄りには非常に危険です。</p>   |
| 回答 | <p>町道は道路法の道路であり、自動販売機を設置することは許可しておりません。</p> <p>また、ご意見のありました箇所は、町道増田小土呂線と町道峯之越前1号線の交差部にあり、たしかに自動販売機を道路用地に設置したかのようにも見えますが、法務局備え付け地図により現地の境界を確認しますと、自動販売機は道路用地に設置されたものではなく民地であることが分かりました。</p> <p>このようなことから、ご意見に対して町として対応ができませんのでご理解くださるようお願いいたします。</p> |